

サービス利用料金表

①障害児通所給付費の給付対象となるサービス

障害児通所給付費の給付額を除いた金額（日額）を、当該利用月の利用日数分お支払いいただきます。ただし「通所受給者証」に記載されている「利用者負担上限月額」が当該利用月の上限額となります。なお、障害児通所給付費の給付対象となるサービスの詳細は、サービス利用料金表の別紙「障害児通所給付費の対象となるサービスの内訳」をご覧ください。

②障害児通所給付費の給付対象外のサービス

サービスの種類	内 容	金 額
食 費	施設で召し上がったお食事の代金をお支払いいただきます。	昼食 581円
特別メニュー	食事会 季節感を盛り込んだお食事を提供いたします。	メニューに応じた追加料金
	行事食 施設内行事にて、行事にちなんだ食事を提供いたします。	メニューに応じた追加料金
複写物交付サービス	施設の資料、その他書類等を複写する場合、施設の複写機をご利用いただけます。複写物や複写枚数によっては対応できない場合もありますので、ご相談ください。	1枚 10円
各種証明書交付サービス	在籍証明書や利用証明書など、施設が証明可能な書類等が必要な場合に、ご相談ください。	1件300円
	上記以外の施設が証明可能な書類等が必要な場合にご相談ください。 (自動車税減免申請書や支払証明書等)	1件800円

サービス利用料金表の別紙
 障害者支援施設 ローゼンヴィラ藤原 【放課後等デイサービス】

令和8年6月1日

障害児通所給付費の対象となるサービスの内訳（個別の利用状況）

個別の利用状況等により、金額が設定されています。

(放課後等デイサービス)			
サービスの種類	内 容		金 額
1日あたりの利用料金 (定員5~7名)	学校就学日	1日のご利用につき、右記の金額をお支払いいただきます。	1,933円/日
	長期休暇日	1日のご利用につき、右記の金額をお支払いいただきます。	2,243円/日
利用者負担上限管理	① 当事業所が管理を行っている方で、当事業所と他事業所をご利用された場合 ② 当事業所が管理を行っている方で、当事業所のご利用が無く他の事業所をご利用された場合 ①②に該当された場合、右記の金額をお支払いいただきます。		164円
家族支援加算 (I)	職員がご利用や生活等について個別の相談援助等を行った場合は、1月につき4回を限度として右記の金額をお支払いいただきます。	ご家庭を訪問し所要時間1時間以上の場合	328円
		ご家庭を訪問し所要時間1時間未満の場合	219円
		事業所内で直接行った場合	110円
		オンラインで行った場合	88円
家族支援加算 (II)	職員がご利用や生活等についてグループでの相談援助等を行った場合は、1月につき4回を限度として右記の金額をお支払いいただきます。	事業所内で直接行った場合	88円
		オンラインで行った場合	66円
子育てサポート加算	ご家族に支援場面の観察や参加等の機会を提供した上で、ご利用児童の特性や、特性を踏まえたことへの関わり方等に関して相談援助等を行った場合、1月につき4回を限度として右記の金額をお支払いいただきます。		88円
専門的支援実施加算	理学療法士、作業療法士、一定の経験がある保育士や児童指導員等により、専門的な支援を個別・集中的な支援を実施計画書に基づいて行った場合、1月につき6回を限度に右記の金額をお支払いいただきます。		164円
関係機関連携加算	保育所等と連携して個別支援計画の作成等を行った場合や、就学前及び就職前の児童等について、相談援助及び学校等との連絡調整を行った場合に1月につき1回を限度として右記の料金をお支払いいただきます。	連携して個別支援計画を作成した場合	273円
		保育所や学校と情報連携を行った場合	219円
		児童相談所や医療機関と情報連携を行った場合	164円
		就職先の学校や企業と連絡調整を行った場合	219円
事業所間連携加算	セルフプランで複数の事業所をご利用されている場合、事業所間の連携を図る為の会議の開催や、事業所間の情報連携を行った場合、1月につき1回を限度として右記の料金をお支払いいただきます。	中核となる事業所として情報連携を行った場合	546円
		情報連携を行った場合	164円
保育・教育等移行支援加算	地域において保育・教育が受けられるように、移行先や関係機関と協議や支援に取り組んだ場合または、通所支援事業所を退所した後に自宅や移行先を訪問し支援をした場合、右記の料金をお支払いいただきます。		546円
送迎加算	送迎をご利用した場合に右記の料金をお支払いいただきます。		44円
個別サポート加算 (II) (III)	一定の要件のもと関係機関と連絡調整を行いながら支援を行った場合、右記の料金をお支払いいただきます。	(II) 関係機関と調整が必要な場合	164円
		(III) 教育機関等との調整が必要な場合	70円
欠席時の支援	利用を予定していた日に、急病等によりお休みされた場合、職員がご利用についての連絡調整を行うとともに、引き続きご利用を頂くよう相談援助等を行った場合、1月につき4回を限度として右記の金額をお支払いいただきます。(定員充足率によっては1月につき8回を限度とする)		103円

障害児通所給付費の給付対象となるサービスの内訳（施設の体制）

施設の体制等により、金額が設定されています。

(放課後等デイサービス)			
加算の種類	内 容	該当する加算	金 額
福祉専門職員配置等加算	常勤で配置されている「生活支援員(ケアスタッフ・看護師・機能訓練指導員)」のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である職員の割合が3.5割以上の場合。		17円/日
	常勤で配置されている「生活支援員(ケアスタッフ・看護師・機能訓練指導員)」のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である職員の割合が2.5割以上の場合。		11円/日
	生活支援員として配置されている職員の割合が7.5割以上。または生活支援員として常勤で配置されている職員のうち、3年以上従事している職員の割合が3割以上の場合。	該当しません	7円/日
介護職員等処遇改善加算	加算 (I) 介護職員等に対し、加算 (I) に求められるキャリアパス要件及び職場環境等要件 (※1) を満たし処遇改善を行っている場合	該当しません	(イ) 総単位数の15.5%
	加算 (II) 介護職員等に対し、加算 (II) に求められるキャリアパス要件及び職場環境等要件 (※1) を満たし処遇改善を行っている場合	該当しません	(ロ) 総単位数の16.1%
	加算 (III) 介護職員等に対し、加算 (III) に求められるキャリアパス要件及び職場環境等要件 (※1) を満たし処遇改善を行っている場合	該当しません	(イ) 総単位数の15.2%
	加算 (IV) 介護職員等に対し、加算 (IV) に求められるキャリアパス要件及び職場環境等要件 (※1) を満たし処遇改善を行っている場合	該当しません	(ロ) 総単位数の15.8%
			総単位数の14.2%
			総単位数の11.9%

※厚生労働省令に基づき、施設の定員に応じて金額が設定されております。

(※1) 研修の実施、介護福祉士等の配置、賃金体系の整備、業務改善の取り組み等、(I)~(IV)の加算ごとに定められた要件。加算ごとに要件が異なります。